主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人平山正和の上告理由一について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨選択、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

同二について

記録にあらわれた本件訴訟の経過に徴すれば、所論の点に関する原審の判断は正 当であり、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

同三について

原審が適法に確定した事実関係のもとにおいては、本件境界確定の訴えが当事者 適格を欠く不適法な訴えとしてこれを却下した原審の判断は、正当として是認する ことができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	谷	П	正	孝
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	中	村	治	朗
裁判官	和	田	誠	_
裁判官	角	田	禮 次	郎